

「賦課基準の見直しにかかる総局試案(賦課基準試案)」作成にあたって

このたび、総局においては、賦課基準の見直しに向けて、「賦課基準の見直しにかかる総局試案(賦課基準試案)」(以下、「賦課基準試案」という。)を作成した。

これまでの賦課基準の見直しにかかる経過は以下の通り。

○平成 27 年 11 月 19 日 賦課基準調査検討委員会

「賦課基準の見直しについて(答申)」提出

- <概 要>
- ・宗門総合振興計画において賦課基準を含めた財政の抜本的見直しについて、「然るべき会議体」で検討することを前提とした中間的な内容とする。
 - ・第 4 種賦課金を削除し、新たに門徒協力指数を設定する。
 - ・寺院役職点数を変更する。

○平成 28 年頃～ 公聴会等での現行賦課基準についての主な意見

- ・護持口数について現行とあっておらず、不公平感があると感じている。
- ・寺院による届出門徒戸数を調査する権限がない現状では、各寺院の申告に委ねており不公平感がある。公平かつ公正な賦課制度を今後は検討していただきたい。

⇒主に、護持口数と門徒戸数に対する不公平感。

○平成 29 年 4 月 1 日 賦課基準の見直し

- <概 要>
- ・第 4 種賦課金を削除し、新たに門徒協力指数を設定する。
 - ・寺院役職点数を変更する。
 - ・直轄寺院・直属寺院の協力金を新設する。

○平成 30 年 4 月 1 日 「宗門財政構想委員会」設置

○平成 30 年 7 月 18 日 宗門財政構想委員会「賦課制度に関する専門部会」設置

- ・まず、公聴会等における意見を確認したうえで、現行賦課基準の課題について協議する。

○令和元年 6 月 18 日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しについて(中間答申)」提出

- <概 要>
- ・令和 2 年 4 月の見直しについて、護持口数の総数を減じる。
 - ・令和 6 年 4 月の見直しに向けて、「護持口数や門徒戸数に代わる新たな指標」や「寺院の収入額に応じた賦課」について検討する。

○令和 2 年 4 月 1 日 賦課基準の見直し

- <概 要>
- ・各教区の護持口数の総数について、寺院の設立、解散、合併等による増減分を加除し、5%の範囲内で減数の調整をする。
 - ・直轄寺院・直属寺院の協力金を見直す。

○令和 3 年 12 月 14 日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しについて(第 2 次答申)」提出

- <概 要>
- ・令和 6 年 4 月の見直しについて、収支計算書又は決算書をもとと

する「寺院収入報告書」に基づき賦課する。

- ・令和 10 年 4 月の見直しについて、収支計算書又は決算書に基づき賦課する。

○令和 4 年 6 月 公聴会(第 2 次答申に対する主な意見)

- ・支出額の考慮。
- ・寺院収入の正確性・透明性。
- ・護持費を含む寺院収入基準の明確化。

○令和 5 年 2 月 15 日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しについて(第 3 次答申)」提出

- <概要>
- ・令和 6 年 4 月の見直しについて、護持口数と門徒協力指数を各寺院から報告された「差引後寺院収入額」をもとに指數化した「寺院収入指数」に変更する。また、寺院役職と僧班を「僧侶種別」に改め、令和 8 年度から賦課基準として用いる。
 - ・将来的な賦課制度について、「寺院収入指数」を「寺院の収入額(支出額を考慮したもの)に対して、特定の率にて算出した額」に置き換え、宗門内寺院が統一した寺院会計に関するシステムを用いる。

○令和 5 年 7 月 公聴会(第 3 次答申に対する主な意見)

- ・「寺院収入指数」の調整は困難で、組長の負担が大きい。
- ・収入額が虚偽であることを前提とした懸念。
- ・丁寧な説明を求める要望。

○令和 6 年 1 月 31 日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しにかかるスケジュール等について(第 4 次答申)」提出

- <概要>
- ・令和 6 年 4 月に見直しを施行するというスケジュールは困難と判断する。
 - ・すみやかに総局案を作成し、宗門内の理解が得られるよう、丁寧な説明を行う。
 - ・寺院における管理運営の適正化を進める。

総局では、各答申書の内容とともに、公聴会や各種関係会議等における意見を踏まえ、慎重に協議・検討を重ね、このたび「賦課基準試案」の作成に至った。

については、前述の賦課基準の見直しに至った趣旨や検討の経過と、「賦課基準試案」に示した見直し内容について、宗門内の理解が充分に得られるよう、丁寧な説明を徹底して行うものである。

以上